

認定農業者の経営改善の流れ

農業者

関係機関

◆ 5年間の経営改善目標を立て、農業経営改善計画書を作成

<目標の項目>

- ① 経営規模の拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）
- ② 生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入、ほ場の連担化、新技術の導入など）
- ③ 経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳など）
- ④ 農業従事の様態等に関する改善の目標（休日制の導入など）

① 千葉市農政推進協議会からの意見聴取
（経営改善の方向性、新たな取り組み等への意見）

② 千葉市農業経営改善支援センターによる審査
（経営収支、労働力、技術等に関する審査）

◆ 市が認定

◆ 農業者が農業経営改善計画に沿った経営改善

◆ 経営状況を確認するため、毎年自己チェック

- ① 農業経営改善計画の進捗確認
- ② 優良な経営との比較

◆ 目標年度において農業経営改善計画の達成状況の確認

認定農業者は、達成状況を踏まえて更に5年後の改善計画を作成

千葉市農業経営改善支援センター

- ◆ 事務局
千葉みらい農業協同組合
- ◆ 構成員
千葉県千葉農業事務所
千葉県農業共済組合（けいよう支所）
千葉酪農農業協同組合
千葉みらい農業協同組合
（一社）千葉市園芸協会
千葉市農業委員会事務局
千葉市農政部

農政課
農地活用推進課
農政センター農業経営支援課
農政センター農業生産振興課

<認定農業者に対する支援策>

- ① 融資についての支援（低利融資制度、県・市による利子補給）
- ② 機械・設備などの経費の一部助成
- ③ 研修（農業経営を改善するための研修）
- ④ 農地集積時の支援（利用権の設定に対する助成）
- ⑤ 農業者年金における保険料の一部助成 等

5年間

作成支援

作成支援

審査

指導・助言